第百五十九回国会
衆議院

環境委員会議録第九号

平成十六年四月二十三日(金曜日)

午前十一時四十三分開議

出席委員

委員長　小沢　鋭仁君

理事　大野　松茂君　理事　桜井　郁三君
理事　竹下　亘君　理事　西野あきら君
理事　奥田　建君　理事　長浜　博行君
理事　石田　祝稔君
宇野　治君　大前　繁雄君
加藤　勝信君　木村　隆秀君
鈴木　淳司君　砂田　圭佑君
西村　康稔君　鳩山　邦夫君
船田　元君　三ッ矢憲生君
望月　義夫君　近藤　昭一君
島田　久君　田島　一成君
武山百合子君　松本　龍君
村井　宗明君　高木美智代君
川上　義博君

環境大臣　小池百合子君
環境大臣政務官　砂田　圭佑君
環境委員会専門員　遠山　政久君

四月二十一日

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する陳情書(北海道河東郡上士幌町字上士幌東三線二三八石川正裕)(第九〇号)

同日

外来生物種規制法の制定に関する意見書(北海道北見市議会)(第三八七七号)

外来生物種規制法の制定に関する意見書(東京都清瀬市議会)(第三八七八号)

山村の活性化と地球温暖化防止森林吸収源対策の推進に関する意見書(群馬県神流町議会)(第三八七九号)

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(北海道函館市議会)(第三八八〇号)

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(北海道帯広市議会)(第三八八一号)

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(北海道北見市議会)(第三八八二号)

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(北海道芦別市議会)(第三八八三号)

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(北海道深川市議会)(第三八八四号)

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(北海道森町議会)(第三八八五号)

地球温暖化防止森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(高知県土佐清水市議会)(第三八八六号)

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の推進に関する意見書(大分県議会)(第三八八七号)

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県えびの市議会)(第三八八八号)

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高原町議会)(第三八八九号)

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県野尻町議会)(第三八九〇号)

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高千穂町議会)(第三八九一号)

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県五ヶ瀬町議会)(第三八九二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案(内閣提出第一一二号)

○**小沢委員長**　これより会議を開きます。

内閣提出、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。小池環境大臣。

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○**小池国務大臣**　ただいま議題となりました環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主な内容を御説明申し上げます。

今日の環境問題に的確に対応し、環境と経済が好循環する持続可能な社会を構築していくためには、事業者の自主的、積極的な環境配慮の取り組みが極めて重要となっております。こうした中、我が国では、環境報告書の作成や環境マネジメントシステムの構築等、さまざまな手段を通じて、みずから進んで環境配慮を事業活動に組み込む事業者が増加しつつあります。

さまざまな環境配慮の手段の中でも、環境報告書は、事業者が、社会に対してみずから開いた窓というべきものであり、事業者とさまざまな利害関係者との間のコミュニケーション手段として重要な役割を担うものであります。環境報告書の普及によって、積極的に環境保全に取り組む事業者が関係者の理解や協力を得やすくなり、環境配慮の取り組みの促進に大きく寄与すると考えられます。事業者による自主的、積極的な環境配慮の取り組みを広めていくためには、環境報告書について、その信頼性、比較容易性の向上を図り、また、環境報告書の取り組みのすそ野の拡大を推進するための制度的枠組みが必要となっております。

本法律案は、このような情勢にかんがみ、政府の規制改革推進三カ年計画でも取り組むこととされている環境報告書の普及及び信頼性の確保のための措置を講じ、特定の公的事業を行う者に対して環境報告書の作成を義務づけること等により、環境に配慮した事業活動の促進を図るものであります。

次に、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、本法案の目的であります。本法案は、事業活動に係る環境情報の提供及び利用に関し、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、特定事業者に対して環境報告書の作成及び公表を義務づけること等により、事業活動における環境配慮が適切になされることを確保することを目的としております。

第二に、国及び地方公共団体については、政策主体としての側面のみならず、事業者としての側面を有していることにかんがみ、国及び地方公共団体が、みずからの環境配慮の取り組み状況を毎

年公表すべき旨を規定することとしております。

第三に、事業者の環境配慮の取り組み状況の公表については、環境報告書に記載すべき基本的な事項を記載事項等として定めることとしております。環境報告書の記載事項等に関しましては、幅広く民間の協議会等の意見を聞いて定めるべき旨を規定することとしております。

また、特別の法律に基づく法人のうち、国の事務との関連性の程度、組織の態様、環境負荷の程度、事業活動の規模等の事情を勘案して政令で定める公的事業を行う者については、環境報告書の作成を義務づけ、また、環境報告書が記載事項等に従って作成されているかどうかについてみずから評価を行うこと、第三者が行う環境報告書の審査を受けることその他の措置を講ずることにより、環境報告書の信頼性を高めるように努めることとしております。

一方、民間事業者については、環境報告書の公表その他の環境情報の提供を行い、また、その情報の信頼性を高めるように努めることとし、事業者の自主性を最大限尊重することとしています。

さらに、環境配慮の取り組みの推進に当たって、中小事業者の取り組みが極めて重要であることにかんがみ、本法案におきましては、中小企業者の取り組みを後押しするため、国として情報提供等による支援に努める旨を規定することとしております。

第四に、環境報告書の利用の促進を図るため、国は、環境報告書の収集、整理及び公表を行う団体について、その情報を広く提供するなど所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○**小沢委員長**　以上で趣旨の説明は終わりました。

○**小沢委員長**　この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小沢委員長**　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十八分散会

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　国等による環境配慮等の状況の公表（第六条・第七条）
第三章　事業活動に係る環境配慮等の状況の公表（第八条―第十一条）
第四章　製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供（第十二条）
第五章　環境情報の利用の促進（第十三条）
第六章　雑則（第十四条・第十五条）
第七章　罰則（第十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、環境を保全しつつ健全な経済の発展を図る上で事業活動に係る環境の保全に関する活動とその評価が適切に行われることが重要であることにかんがみ、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「環境配慮等の状況」とは、環境への負荷（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）を低減することその他の環境の保全に関する活動及び環境への負荷を生じさせ、又は生じさせる原因となる活動の状況をいう。

2　この法律において「環境情報」とは、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報及び製品その他の物又は役務（以下「製品等」という。）に係る環境への負荷の低減に関する情報をいう。

3　この法律において「環境に配慮した事業活動」とは、環境への負荷を低減すること、良好な環境を創出することその他の環境の保全に関する活動が自主的に行われる事業活動をいう。

4　この法律において「環境報告書」とは、いかなる名称であるかを問わず、特定事業者（特別の法律によって設立された法人であって、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務又は事業との関連性の程度、協同組織であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるものをいう。以下同じ。）その他の事業者が一の事業年度又は営業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況（その事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む。）を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国は、自らの環境配慮等の状況を公表するとともに、事業者又は国民による環境情報の提供の促進、事業者による環境情報の利用の促進その他の環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するものとする。

2　地方公共団体は、自らの環境配慮等の状況を公表するように努めるとともに、その区域の自然的社会的条件に応じた環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するように努めるものとする。

3　国及び地方公共団体は、環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するに当たっては、中小企業者の事務負担その他の事情に配慮をしつつ、これを行うものとする。

（事業者の責務）

第四条　事業者は、その事業活動に関し、環境情報の提供を行うように努めるとともに、他の事業者に対し、投資その他の行為をするに当たっては、当該他の事業者の環境情報を勘案してこれを行うように努めるものとする。

（国民の責務）

第五条　国民は、投資その他の行為をするに当たっては、環境情報を勘案してこれを行うように努めるものとする。

第二章　国等による環境配慮等の状況の公表

（国による環境配慮等の状況の公表）

第六条　各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る環境配慮等の状況（その事務及び事業の実施による環境への負荷の程度を示す数値を含む。次条において同じ。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（地方公共団体による環境配慮等の状況の公表）
第七条　地方公共団体の長は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る環境配慮等の状況をインターネットの利用その他の方法により公表するように努めるものとする。

第三章　事業活動に係る環境配慮等の状況の公表

（環境報告書の記載事項等）
第八条　主務大臣は、事業活動に係る環境配慮等の状況の公表に係る慣行その他の事情を勘案して、環境報告書に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法（以下「記載事項等」という。）を定めなければならない。
２　主務大臣は、前項の規定により記載事項等を定めようとするときは、あらかじめ、定めるべき記載事項等の案について、事業者、学識経験のある者又はこれらの者の組織する協議会その他の団体の意見を聴かなければならない。
３　主務大臣は、第一項の規定により記載事項等を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
４　前三項の規定は、記載事項等の変更について準用する。
（環境報告書の公表等）
第九条　特定事業者は、主務省令で定めるところにより、事業年度又は営業年度ごとに、環境報告書を作成し、これを公表しなければならない。
２　特定事業者は、前項の規定により環境報告書を公表するときは、記載事項等に従ってこれを作成するように努めるほか、自ら環境報告書が記載事項等に従って作成されているかどうかについての評価を行うこと、他の者が行う環境報告書の審査（特定事業者の環境報告書が記載事項等に従って作成されているかどうかについての審査をいう。以下同じ。）を受けることその他の措置を講ずることにより、環境報告書の信頼性を高めるように努めるものとする。
第十条　環境報告書の審査を行う者は、独立した立場において環境報告書の審査を行うように努めるとともに、環境報告書の審査の公正かつ的確な実施を確保するために必要な体制の整備及び環境報告書の審査に従事する者の資質の向上を図るように努めるものとする。
第十一条　大企業者（中小企業者以外の事業者をいい、特定事業者を除く。）は、環境報告書の公表その他のその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を行うように努めるとともに、その公表を行うときは、記載事項等に留意して環境報告書を作成することその他の措置を講ずることにより、環境報告書その他の環境配慮等の状況に関する情報の信頼性を高めるように努めるものとする。
２　国は、中小企業者がその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を容易に行うことができるようにするため、その公表の方法に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四章　製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供

第十二条　事業者は、その製品等が環境への負荷の低減に資するものである旨その他のその製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供を行うように努めるものとする。

第五章　環境情報の利用の促進

第十三条　国は、環境報告書を収集し、整理し、及び閲覧させる業務を行う者に関する情報の提供その他の環境報告書の利用の促進に必要な措置を講ずるものとする。
２　国は、前項に定めるもののほか、事業者又は国民が投資、製品等の利用その他の行為をするに当たって環境情報を利用することを促進するため、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六章　雑則

（主務大臣等）
第十四条　この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び特定事業者を所管する大臣とする。
２　この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。
（経過措置）
第十五条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章　罰則

第十六条　第九条第一項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした特定事業者の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）
第一条　この法律は、平成十七年四月一日から施行する。
（公表に関する経過措置）
第二条　第六条の規定は、平成十七年度以後の年度に係る環境配慮等の状況について適用する。
第三条　第九条の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度又は営業年度に係る環境報告書について適用する。
（検討）
第四条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、環境報告書の公表の状況その他のこの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理　由

事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保するため、環境報告書に関し記載事項等を定めるとともに、特定事業者がその作成及び公表を行うこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年五月十日印刷
平成十六年五月十一日発行
衆議院事務局
印刷者　国立印刷局
A